

第5回協議会 3月9日(火)

場所

一の宮町／就業改善センター

協議事項

○小委員会報告

家人委員長から、庁舎建設等に関する小委員会の協議経過について報告を行いました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等) (継続)

再度継続協議となりました。

○協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

前回、事務局から法律の解釈により、在任特例の期間については、協議により明確に定めておく必要があるとの報告を行い、継続協議となっていました。その後の農業委員会の正副委員長の会議をふまえ、3町村の選挙による委員で

あった者は、平成十七年七月十九日までの間引き続き在任することです承されました。

なお、前回阿蘇町から要望のあった件について、新市において一の宮選挙区、波野選挙区のほか、現在の阿蘇町の区域に黒川選挙区、内牧選挙区、山田選挙区、永水尾ヶ石選挙区を設けることで承認されました。

○協議第十七号 新市建設計画について

新市建設計画については、前回の協議会を受け、県との正式協議を行っていました。三月三日付で県から異議なしの回答があり、これをもって阿蘇市の建設計画とすることで承認されました。

なお、委員から、風力エネルギーについて環境面でのメリットはわかるが、阿蘇の景観に十分配慮したものにして欲しいとの要望がなされました。

今回の協議において

確認された事項

協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(一) 農業委員会の設置について  
新市に一つの農業委員会を設置する。

(二) 農業委員会の選挙による委員の定数について

新市における選挙による委員の定数は三十名とする。

(三) 農業委員会の選挙による委員の任期について

3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(四) 選挙区の設置について  
特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。  
選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

- 一の宮選挙区 九名
- 黒川選挙区 六名
- 内牧選挙区 三名
- 山田選挙区 三名
- 永水尾ヶ石選挙区 五名
- 波野選挙区 四名

協議第十七号 新市建設計画について

新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

平成十六年三月九日確認

